

飯綱町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和6年4月1日更新

1. 目的

飯綱町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、住宅の耐震化を緊急に促進するため、住宅の所有者又は居住者（以下「所有者等」という。）に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、耐震改修事業者の技術力向上に係る取組及び町民への周知啓発の実施を図るとともに、住宅所有者等の経済的負担の軽減を図り、住宅の耐震化をより一層促進することを目的とする。

2. 位置付け

飯綱町住宅耐震改修事業補助金交付要綱を補完する施策として位置付ける。

3. 対象地域

アクションプログラムの対象地域は、飯綱町全域とする。

4. 実施期間

アクションプログラムの実施期間は、令和4年度から令和7年度までとする。

社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しなどを行う。

5. 実績の公表

アクションプログラムの取組内容について、毎年度の補助件数の目標及び実績を町ホームページにおいて公表する。

6. 取組内容

(1) 住宅の所有者に対する直接的な耐震化促進

- 町内の旧耐震性住宅所有者を調査し、ダイレクトメール等の送付を行い、住宅耐震化を促す。

(2) 耐震診断者に対する耐震化促進

- 町の木造住宅耐震診断事業において耐震診断を実施した住宅所有者等に対し、耐震診断の結果を説明するとともに、耐震化の意識啓発及び補助制度の説明を行う。
- 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者等に対して、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行う。

(3) 耐震改修事業者の技術力向上に係る取組

- アクションプログラムを総合的に推進するため、県及び関係団体等と連携し、所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できるよう、講習会の開催及び改修事業者等のリストを作成し公表する。

(4) 町民への周知啓発

- 耐震改修に係る町の補助制度について、町の広報誌等に掲載し町民に広く周知する。
- 町民を対象にした、耐震化促進に関する情報提供を行う。
- 耐震改修に関するリーフレットを作成し、担当課窓口等で配布する。

7. 実績目標（令和4年度～令和7年度）

（単位：件）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
耐震診断	1	1	5	5
耐震改修	—	—	1	1

8. 過去の補助実績（過去7年間）

（単位：件）

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
耐震診断	1	1	1	1	6	1	1
耐震改修	—	1	—	—	—	—	—

9. 実績と課題

- ・ 近年頻発する大地震への不安や、全国規模での耐震診断・改修促進のPRによって、令和3年度の耐震診断件数は6件と増加したが、令和4年及び令和5年は診断希望が減少している。しかし、令和6年1月の能登半島地震の発災により、耐震診断の問合せが増加傾向にある。
- ・ 診断結果は総合評点により表されるが、規模、金額ともに大きな補強改修となる場合が多く、必要性、安全性及び改修補助制度の説明をしても、経済的、将来の利用見込み期間を主な理由として、耐震改修の実施まで繋がらなかった。
- ・ 今後も、引続き耐震診断のロビー活動を進めると共に、耐震診断実施者へ補強改修等を実施による安全確保を勧める。

（参考）飯綱町住宅耐震診断事業実施要綱（抜粋）

第2条（定義）

(1) 耐震診断 地震に対する建築物の構造に関する安全性を評価することをいう。

(2) 既存木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に町内に着工された住宅

イ 木造在来工法の住宅

ウ 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅

(5) 総合評点 精密耐震診断の結果、地震に対する安全性を数値で評価したもので、別表の区分によるものをいう。

別表（第2条関係）

総合評点	判定
1.5 以上	安全とされます。
1.0 以上 1.5 未満	一応安全とされます。
0.7 以上 1.0 未満	やや危険です。
0.7 未満	倒壊又は大破壊の危険があります。